

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県千葉市稲毛区山王町289番地1

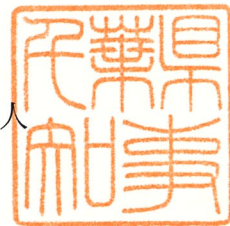
氏 名 株式会社サン・クリーンサービス

代表取締役 山浦 良一

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和5年10月24日

許可の有効年月日 令和12年6月24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、減容固化及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 減容固化による中間処理に係るもの

廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限り、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、(イ) 紙くず、

(ロ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。)

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

産業廃棄物の中間処理は、八千代市上高野字木戸場の事業場においては午前8時から午後5時までの間の8時間とし、全ての事業場において処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 6 月25日 新規許可

令和 5 年10月24日 更新許可（優良認定）

令和 6 年11月18日 変更届（破碎施設の更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設 置 場 所
減 容 固 化 施 設		廃プラスチック類 1.2 t/日 (0.15 t/時×8 時間) (平成 30 年 1 月 31 日)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番6
前 処 理 施 設	破 碎 施 設 (条例第 12 条第 1 項第 2 号) (令和 6 年 10 月 4 日、 第 2024-20-2-208 号)	廃プラスチック類 2.4 t/日 (0.30 t/時×8 時間) (令和 6 年 11 月 7 日)	1	
処 理 前 物 保 管 施 設	原 料 保 管 場 I (廃 発 泡 ス チ ロ ー ル)	74 m ² 224 m ³	1	
	原 料 保 管 場 II (廃 発 泡 ス チ ロ ー ル)	55 m ² 110 m ³	1	
	原 料 保 管 場 III (廃 発 泡 ス チ ロ ー ル)	54 m ² 162 m ³	1	
処 理 後 物 保 管 施 設	処 理 後 物 保 管 場 (イ ン ゴ ッ ト)	5.7 m ² 11 m ³	1	
	工 場 残 さ 物 保 管 場	1.4 m ² 1.7 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設 置 場 所
圧縮施設 (CP126040-15 型)		廃プラスチック類 33.4 t/日 (1.39 t/時×24時間) 金属くず 104.4 t/日 (4.35 t/時×24時間) (平成23年10月20日)	1	千葉県八千代市 上高野字笹立 1933番8、 1950番1
圧縮施設 (AP188080-30 型)		廃プラスチック類 55.9 t/日 (2.33 t/時×24時間) 金属くず 174 t/日 (7.25 t/時×24時間) (平成23年10月20日)	1	
破砕施設 (AP188080-30 型) ※施設は上記圧縮施設と同一のも であり、取扱い品目の違いにより 破 砕 施 設 と し て い る。		ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 82.8 t/日 (3.45 t/時×24時間) (平成23年10月20日)	1	
圧縮施設 (SW670-T 型)		廃プラスチック類 109.7 t/日 (4.57 t/時×24時間) 紙くず 121 t/日 (5.04 t/時×24時間) (平成23年10月20日)	1	
処 理 前 物 保 管 施 設	保 管 場 所 A - ①、② (廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず (空飲料容器類))	40 m ² 80 m ³	2	
	保 管 場 所 B - ① (金 属 く ず)	30 m ² 48 m ³	1	
	保 管 場 所 B - ② (廃プラスチック類)	30 m ² 48 m ³	1	
	保 管 場 所 B - ④ (ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず)	6.0 m ² 17 m ³ (コンテナ保管)	1	
	保 管 場 所 C - ① (廃プラスチック類)	7.5 m ² 13 m ³ (コンテナ保管)	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設 置 場 所
処 理 前 物 保 管 施 設	保 管 場 所 C - ② (紙 く ず)	1.5 m ² 1.4 m ³ (コンテナ保管)	1	千葉県八千代市 上高野字笹立 1933番8、 1950番1
	保 管 場 所 D - ①、② (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)	7.5 m ² 13 m ³ (コンテナ保管)	2	
処 理 後 物 保 管 施 設	保 管 場 所 C - ④ (金 属 く ず)	37 m ² 93 m ³	1	
	保 管 場 所 B - ③ (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)	17 m ² 35 m ³	1	
	保 管 場 所 B - ⑤ (ガ ラ ス く ず、コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず)	7.5 m ² 13 m ³ (コンテナ保管)	1	
	保 管 場 所 C - ③ (紙 く ず)	1.5 m ² 1.4 m ³ (コンテナ保管)	1	

(以下余白)

